熊本県の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普诵会計決算)

. –	,, -,,,	MAN AND CHAMPA	04517				
	区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人件費率	(参考)
	卢 刀	(平成29年1月1日)	A		В	B/A	27年度の人件費率
	28年度	人	千円	千円	千円	%	%
	20年及	1,798,149	984,425,154	16,246,904	211,342,239	21.5	28.7

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

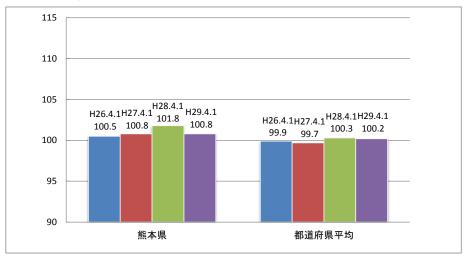
	区 分		職員数		給	与	ť
		93	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
Γ.	28年度	人	千円	千円	千円	千円	
	20-	8平及	21,781	100,904,098	18,947,996	38,275,893	158,127,957

(参考)一人当たり	(参考)都道府県平均		
給与費 B/A	一人当たり給与費		
千円	千円		
7,260	7,171		

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。

 - 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100として計算した指数。
 - ※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込

・国と本県の級別職員構成の相違による影響及び「給与制度の総合的見直し」を国より1年遅れて平成28年4月から実施し たことによりラスパイレス指数が100を超えている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

Ф лр	J/1H				
区分	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)	給与改定率
29年度	円 368,831	円 367,628	円 1,203	0.32	0.32

(参考) 国の改定率	
	%
0.15	

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給 (期末・勤勉手当)

		竹刀	17和 (20 17年 * 多0722				
	X	分	民間の	公務員の	較 差	勧 告	年間支給月数
			支給割合 A	支給月数 B	A-B	(改定月数)	
	29年度		月	月	月	月	月
4	29=	F及	4.42	4.20	0.22	0.2	4.40

(参考) 国の年間支給月数	汝
	月
4.40	

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉 手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給 割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

受所する。 [実施] 実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

[実施時期] 本県人事委員会の平成27年勧告に基づき、平成28年度より実施。 [内 容] 国の俸給表等に準じた給料表に切り替える(給料表の水準を平均2%引き下げ) [経過措置] 現給保障あり(平成30年度から現給保障を縮減)

②地域手当の見直し 実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

級区分、対象地域の見直しは国に準じて実施。

③その他の見直し内容

・単身赴任手当の見直し(国家公務員の取扱いに準拠)